

平成 2 9 年度東京都歯科保健対策推進協議会

会 議 録

平成 3 0 年 1 月 3 1 日  
東京都福祉保健局

(午後 5時00分 開会)

○三ツ木歯科担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度東京都歯科保健対策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事進行を座長にお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます、東京都福祉保健局医療政策部歯科担当課長の三ツ木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本会議でございますが、本会議は、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第8に基づきまして、会議、会議録及び会議にかかる資料は、公開とさせていただきますこと、また記録のために録音いたしますことを委員の皆様方、あらかじめご了承くださいたく存じます。

着座で失礼させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

机上配布いたしました次第に書いてあります、配付資料。資料は、資料1から資料7まで。資料3に関しましては、3-1から3-5。4に関しましては、4-1から4-4となっています。

また、参考資料といたしまして、参考資料1から5を机上配布させていただいております。途中、不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

なお、さらに本日、田中委員より活動報告という形で追加の資料をいただいております。机上に配布させていただいております。

続きまして、お手元の資料1、協議会設置要綱をご覧くださいませでしょうか。

本協議会は、都民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、区市町村や関係団体との連携、調整を図りながら、東京都の歯科保健対策について、協議していただくことを目的として設置しております。

引き続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

資料2、委員名簿に沿いまして、ご紹介と出席状況をご報告させていただきます。

なお、恐縮でございますが、お名前のみのご紹介とさせていただきます。所属等につきましては、委員名簿の記載をご参照いただきたいと存じております。

まず、石館座長でございます。

○石館座長 石館でございます。よろしくお願ひいたします。

○三ツ木歯科担当課長 続きまして、宮武副座長でございますが、遅参のご連絡をいただいております。

続けさせていただきます。平田委員でございます。

○平田委員 平田でございます。よろしくお願ひいたします。

○三ツ木歯科担当課長 鳥居委員でございます。

- 鳥居委員 鳥居です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 勝俣委員でございます。
- 勝俣委員 勝俣です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 引き続きまして、藤山委員でございます。
- 藤山委員 藤山です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 続きまして、西澤委員でございます。
- 西澤委員 西澤です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 引き続きまして、小山委員でございます。
- 小山委員 小山でございます。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 続きまして、松田委員でございますが、松田委員はご欠席とのご連絡をいただいております。

引き続きまして、田中委員でございます。

- 田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 福内委員でございます。
- 福内委員 福内です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 齊藤委員でございます。
- 齊藤委員 齊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 三ツ木歯科担当課長 矢澤正人委員でございます。
- 矢澤委員 矢澤です。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 安部委員でございます。
- 安部委員 安部でございます。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 矢沢知子委員でございます。
- 矢沢委員 矢沢でございます。よろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 続きまして、事務局でございます。

医療政策課課長代理、歯科医療担当の田中でございます。

- 田中課長代理 よろしくよろしくお願いいたします。
- 三ツ木歯科担当課長 改めまして、私、医療政策部歯科担当課長、三ツ木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、石館座長に進行をお願いしたいと思います。石館座長、よろしくお願いいたします。

- 石館座長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第に沿って、進めさせていただきます。

まず、(1)が協議事項で、(2)の報告事項とありまして、まず、(1)の歯科保健目標検討評価部会報告及び東京都歯科保健推進計画。これにつきまして、事務局から

説明をお願いいたします。

○三ツ木歯科担当課長 まず、検討部会の報告をさせていただきたいと思います。

資料3-1です。検討部会の設置要綱になります。

本年度、検討部会におきましては、歯科保健推進計画の検討をいただいているところ  
です。

引き続きまして、資料3-2です。3-2、3枚つづりになっています。

第1回から第3回まで、本年度3回、評価部会を開催しておりますが、それぞれの次  
第となっております。

議事内容等につきましては、次第で、ご確認をいただければと思っております。部会  
の開催状況につきましては、以上です。

引き続きまして、歯科保健推進計画について、ご説明させていただきます。資料は、  
3-3、3-4、3-5になります。

委員の皆様には、昨年12月に素案をお送りさせていただきまして、貴重なご意見を  
いただいているところでございます。委員の皆様からのご意見や、この間、募集いたし  
ましたパブリックコメント、区市町村からの意見を踏まえまして、3-3を作成してお  
ります。なお、先週に送らせていただいた資料も3-3と同じものになります。

資料3-4をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、各協議会の委員、区市町村からのご意見、パブリックコメントの意見と、  
ご意見に対する対応の状況について、まとめているものです。

各意見につきましては、資料をご参考いただければと思っておりますが、2枚目、パブリッ  
クコメントをご覧くださいませでしょうか。

学齢期につきましてのご意見ですが、口腔機能の視点から、特徴、現状と課題、取組  
の方向性につきまして、資料3-3に追記させていただいております。

なお、その他の意見に関しましても、目標の中で取組の中に読み込めるもの等々がご  
ざいますが、いただいた意見に関しましては、3-3に反映とさせていただいております。

資料3-3につきましては、既に一度お目通しいただいているものといたしまして、  
細かな説明は省かせていただきます。

資料3-5をご覧くださいませでしょうか。

本計画の概要です。まず、本計画ですが、平成23年の歯科口腔保健の推進に関する  
法律が制定されてから、初めての改定となります。法に則りまして、東京都における歯  
科保健施策の目標、方向性を明らかにすることとなります。また、東京都保健医療計画  
など、関連計画との整合性を図っているものです。

計画期間ですが、計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間です。

なお、計画期間中におきましても、必要に応じて見直しを行ってまいります。

引き続きまして、都民の口腔の状況ですが、ここにグラフを三つ並べさせていただい

ております。向かいまして左側のグラフ。パーセンタル曲線ですが、ちょっと本来こういう使い方はしないというご指摘もいただいたところですが、パーセンタル曲線で見えますと、40、45あたりを境に、歯の喪失の個人差が広がっていくという状況が見受けられます。

この状況を考えていく中で、成人期以降、歯の喪失に関しては、歯周疾患が主な原因になりますが、では、歯肉の状況、どのあたりから、変化が起こってくるのかということに関しまして、真ん中のグラフです。

こちらは小学校1年生から高校3年生までの歯肉に所見のある者の割合です。ご覧いただきますように、中学校に進学するところ、高校に進学するところで、数値が悪い形でポンポンと上がる、こういう状況が見受けられます。

また、一番右のグラフですが、8020の達成状況ということになっております。85歳以上、各年代において、平成16年と比べ、歯の本数は残っているという状況になります。しかしながら、歯が残っていても、歯周疾患等の罹患ということの状況も考えられるということが載っております。

その中で、特に、40代以降からの歯の喪失を予防するために、今回の計画におきましては、重点項目という形で、青年期における歯科保健目標に関する知識と行動の充実を本文中で挙げています。

また、口腔機能に関しましては、食べることやコミュニケーションにかかわる重要な役目を果たしております。これらを踏まえまして、本計画では、都民の目指す姿という形で、目標を1つ定めております。

都民の目指す姿といたしまして、そこに「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」、そして、これに向かう都民の取組といたしまして、資料に3点を挙げております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。計画の内容になります。

目次立てになりますが、特に第2章が本計画の主な内容となっております。都民の歯科保健の課題にこたえるべく、歯と口の健康づくりの推進ということで、4本の柱をつくっております。

1つ目といたしまして、ライフステージに応じた歯と口の健康づくり。乳幼児期から高齢期に向かった、それぞれのライフステージについて、課題と取組の方向性をつくっております。

また、2点目といたしまして、かかりつけ歯科医での予防管理と定着・医科歯科連携の推進ということで、本計画におきましては、かかりつけ歯科医の正しい理解。それから、かかりつけ歯科医として求める機能等々につきましても、改めて提議しているところです。また、かかりつけ歯科医での定期的な歯科健診、予防処置というものについて、啓発を図ってまいります。

また、2点目といたしまして、医科と歯科の連携。これを通じまして、歯と口腔と全

身の健康の両面からの支援ということを挙げております。

3 点目といたしまして、身近な地域で支える障害者歯科医療の推進を挙げています。

施設職員や家族に対する普及啓発。それから、歯科医療従事者の育成。予防から専門的歯科医療にわたる歯科医療機関の機能分担と連携の強化を内容として、挙げております。

4 点目といたしまして、在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進。

ケアマネジャーなど、在宅療養を支える多職種への歯科的な知識の普及。在宅歯科医療や摂食嚥下機能支援を支える人材の育成ということを挙げてございます。

なお、計画の巻末には、用語解説、それから基礎データということをまとめております。

1 枚おめくりいただけますでしょうか。第2章の細かな内容になっています。

ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進ということで、課題といたしましては、各ライフステージの特徴に応じた予防対策が必要である。学齢期においても、進学するに従って、歯肉に所見がある者が増えていく、また、中学生以降、むし歯のある者も増加していく。従いまして、若い世代において、重度の歯肉炎症がある者が増加していく。歯と口の健康と全身の健康との関係について、深めることが必要という課題に立ちまして、それぞれの乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期で、それぞれ2から3の取組の課題と取組の方向性と主な指標を挙げております。

1 枚おめくりいただけますでしょうか。2 個目から4 個目までの柱でございます。

かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進。課題といたしましては、かかりつけ歯科医の正しい理解、がん患者等の治療に伴う口腔合併症の予防、医科と歯科の連携の推進を課題といたしまして、以下、取組の方向性として挙げております。

同じように、3 本目の柱といたしまして、地域で支える障害者歯科医療の推進。

特に障害児者におきましては、むし歯や歯周病のリスクが高いこと。それから、身近な地域での口腔ケアの充実を課題とし、取組といたしましては、施設職員への啓発、歯科医療従事者の育成、専門的医療機関等々の機能分担を方向性として挙げさせていただいております。主な指標としては、資料に書いているとおりです。

また、在宅療養という形で、従来、歯科の目標等々では、障害者と在宅ということが、政策的にも考え方としても一緒になっているようなところもありましたが、本計画におきましては、2つを分けて考えております。

4 本目の柱といたしまして、在宅療養患者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進で、課題といたしましては、そこに挙げました3つです。療養を支える多職種や家族への知識の普及、医療体制の整備、機能低下への対応ということで、取組の方向性といたしましては、ケアマネジャーなどに対する歯科的な知識の普及、人材の育成、安全で安心な質の高い在宅医療の支援、また、認知症等を支える歯科医療従事者の育成、また、摂食嚥下機能支援を支える人材育成、それから多職種によるチーム医療の推進というこ

とを取組の方向性に挙げております。

雑駁ではございますが、計画の内容につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

○石館座長 ありがとうございます。

それでは、部会長を務めていただきました宮武副座長に補足があれば、お願いをしたいと思います。

○宮武副座長 遅れてまいりまして、どうも失礼しました。

今、課長の申し上げたとおりですが、この部会としては3回行いまして、各委員から大変熱心なご意見をいただいて、今説明されたようなことにまとまったということでございます。どうか、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○石館座長 ありがとうございます。

もう一方、この計画の案づくりに大変ご尽力をいただいております平田委員から、補足をお願いしたいと思います。

○平田委員 平田でございます。

もう既に計画、「いい歯東京」はお目通しいただいていると思いますが、80ページ超という、かなりのボリュームのものでございまして、後ろには、用語集をつけて、できるだけ都民の方が読んでいただいても内容がわかりやすいようにということ。それから、データは後ろに整理して、附属でつけて、こういったところはどうなっているのかなというのも確認をしていただけるように。それから、その前のところに、東京都ではなくて、国の目標も参考にさせていただきます、どなたに見ていただいても、一応、この1冊で完結できるような形でまとめていただくようにしていただきました。

ポイントとしては、やはり1つは早期発見、早期治療の健診モデルではなくて、かかりつけ歯科医で予防的に管理をしたほうがいいと、もう既に時代はそこまで来ているんだということをちょっと強調した形で、計画に織り込ませていただいた次第です。

あと、先ほどの課長からの説明もありましたが、障害者の歯科、それから在宅療養の方への歯科のという形で独立させまして、そちらのほうも力を入れていくというような形で、まとめさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○石館座長 ありがとうございます。

お二人の先生、どうもありがとうございました。

それでは、皆様方から歯科保健の推進計画の案について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

いかがでしょう。矢澤正人委員、どうぞ。

○矢澤委員 新宿区の矢澤でございます。作成にもかかわらせていただいて、大変勉強させていただきました。

大変、全体観に立って、幅広く目標が具体的になっておりまして、各区市町村では、

さまざまな保健事業として歯科の事業をやっていますが、それぞれ力を入れてやっているんですけど、こうやって全体の状況を見せていただくと、やっぱり自分のところは、どこがまだおけているとか、そういったことをよく理解するのに大変いいかなと思いますし、関係団体の歯科医師会、医師会の先生初め、さまざまな方々と一緒に力を合わせてやっていく、あるいは住民の方と一緒に健康づくりを推進していくのに、大変いい計画かなというふうに思っています。

以上です。

○石館座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいまの矢澤委員は、新宿区、区の立場というところがありますけど、市町村、市のほうの立場で何か、齊藤委員、何かございますか。

○齊藤委員 福生市の齊藤でございます。

今言われたこととほとんど同じでございますけれども、やはり、こういう今、私も余り、この分野の経験がなく、改めまして読ませていただきまして、これは非常にわかりやすく、いいなと思ひまして、私どもだと福祉保健を全部所管しておるんですけども、ここに書かれているように、乳幼児から高齢者までですね。これをぜひ活用させていただいて、特にかかりつけ医とか、そういうところを余り今まで言ってきたような気がしますので、その辺をやっていくということですね。

あと、私どもですと、国民健康保険の運営協議会というのがありまして、そこで、結構、発信力もありますし、そこに医師会からと歯科医師会から委員をちょっと出してもらっているんですけども、その中で、先般もありましたが、何ていいますか、血压だとか、血糖値だとか、その辺に結構、皆さん目が行くようなんですけども、「大もとのもとは、この歯からなんだよ」ということを、結構、言ってもらいまして、普通の委員さんも、ああ、なるほどというようなことで、先般もありましたので、もし新しくできた資料がありましたら、さまざまな場面で活用させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○石館座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。福内委員、どうぞ。

○福内委員 計画自体はライフステージに分けた部分と、そのほか、かかりつけ歯科医、障害、在宅療養ということで網羅をしていただき、また、非常にグラフ等も対応させていただいて、非常にわかりやすいものかなというふうに思っております。

先ほど平田委員からも、都民の方が見ても、わかるものというご報告がございましたけれども、1点、本体ですね。資料3-3の13ページの「甘味の摂取」のところなんですけれども、私どもも、保健センターや保健相談所で乳幼児健診等を行うときに、甘味の摂取について、お聞きをすることがあるんですけども、都民や区民の方が、甘味というものをどういうふうに捉えられているか。



つまり、例えば100%のオレンジジュースとか、あと野菜ジュースとか、そういうものは子供の栄養にいいと、バランスをとるためにいいということで、習慣的に飲ませている方もいらっしゃるのかなというふうに思っておりまして、そういうものも、甘味の中に入っているんですよ、例えば100%のオレンジジュースとか。少し、そのあたり、解説がどこかにあるといいのかなと。ちょっと、この時点で、ご意見で申しわけないですけれども、そうすると、小さいお子さんをもっている保護者の方たちにも、話が、またできるかなというふうに思いました。

以上です。

○石館座長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントありますか、今のに。

○三ツ木歯科担当課長 甘味に関しましては、ショ糖に関してのことになりますが、ご指摘のところ、ほかの甘い味がある飲み物、あと、味としては甘くてもノンシュガーのものとか、そういったものをどう区別するかというところで、ちょっとご意見として賜りまして、相談させていただければと思います。

○石館座長 ほかにいかがでしょうか。小山委員、どうぞ。

○小山委員 私は健康保険組合から委託を受けて職域成人の口腔保健向上のための歯科保健事業を実施していますが、健保組合担当者は事業の効果を何と比較したらよいか気にされています。今回の資料の成人期を見せていただくと、とても分かりやすく参考になります。ただ各項目別に見ると、私たち実施している職域の結果がよい項目があったり、東京都の結果がよかったり、例えば、生活習慣や歯磨き習慣は東京都がよいが、喪失歯数では職域が少ないなど、比較が難しいと思いました。東京都の調査対象者数を教えていただけますか。

○石館座長 ただいまのご質問に、事務局のほうからお答えいただきたいと思います。

○三ツ木歯科担当課長 お手元に、東京都歯科保健目標「いい歯東京」達成度報告書。参考資料の3がございますが、こちらをご覧くださいでしょうか。こちらの40ページに、調査数と年齢階級というところで一表が載っております。東京都の出典といたしましては、こちらの調査からの母数は、このような形になっております。

○小山委員 ありがとうございます。

○石館座長 小山委員、よろしいですか。

○小山委員 わかりました。ありがとうございます。

○石館座長 宮武委員、どうぞ。

○宮武副座長 ただいまの成人期のことなんですが、東京都の調査というのは、歯科診療所における来診者の調査の母体になっています。ですから、今、小山委員が言われるように、一般の健康組合におけるように、全体を通しての数字でないということがあるんで、それで言われたようなことがいろいろ出てきているんじゃないかと思いますので、対象は、あくまでも歯科診療にかかったという、何らかの疾患があって、診療にかかっ

た人を対象にとったということですね。

ただ、ちなみにこの調査と国の調査と合わせてみますと、それほど大きな違いはないということになっています。

○石館座長 ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 平田でございます。

先ほどのかかりつけ歯科医についてということで、もう、お目通しをいただいていたら、おわかりかと思うんですが、見開き2ページ、3ページのところで、まず一番最初に、右手3ページのところに「かかりつけ歯科医を持ちましょう」ということで、概略が出ておまして、実は、もうちょっと細かいやつは29ページまで行っていただきますと、かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進というところの(1)が、かかりつけ歯科医ということになっております。

従前、どうもかかりつけ歯科医というのは、イメージのような形で説明されていることが多かったものですから、今回は、もう少し突っ込んだ形で、できるだけ具体的に書くということで、この29ページのところを追加させていただいております。

今まで、イメージで語られていて、余り言われなかったというのは、どうも1人の患者さんをずっと見続けるのが、かかりつけ歯科医というようなイメージだったかと思いません。ただ、患者さんの一生を見続ける歯科医師というのは、絶対に年齢的に考えてあり得ないので、ライフステージにおいて、かかりつけ歯科医は変わり得るものなんですよというお話であるとか、あるいは疾患が発生したりとか、何かイベントが発生すると、かかりつけ歯科医も変わることもあるんですよと。その場合に、その紹介も含めたコーディネーターも行うのがかかりつけ歯科医であるという形で、29ページにちょっと説明を追加させていただいております。

できればですが、そのようなイメージの定着を図っていききたいなと思っているところでございますので、追加という形で説明させていただきました。

○石館座長 かかりつけ歯科医についての貴重な解説をいただきまして、ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかの委員。勝俣委員、どうぞ。

○勝俣委員 ただいまお話のありました、かかりつけ歯科医についてですが、よくまとめてはっきりと書いてあると。これはとてもいいことだと思います。

これは東京都の定義ということでよろしいですか。こう見ても、別に国で提議するのも、そんなに変わらないんだらうなというふうに考えていますけれど、こちらの大元のところでは、「東京都では」という文言が入ったんですけど、こっちは入っていませんよね。その辺のことを少し考えてなのかなとも思います。それが1点。これでよろしいと思います。

それから、もう1点は、一番最初に私がもらった資料なんですけれど、その中には重点目標というものが書いてあったんですけれど、別に、この成案としては、重点目標というようなものは掲げてはいないということによろしいんですね。

○三ツ木歯科担当課長 本日の配付資料2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページのパーセンタル曲線がある、この上のところですね。青年期を対象に、歯科保健に関する知識と行動の充実を上げ、重点的な取組を行っていきますという、ちょっと控えめな記載になってしまいましたが、このような形で記載させていただいております。

○石館座長 勝俣委員、どうぞ。

○勝俣委員 東京都歯科保健推進計画。これができ上がりましたら、東京都歯科医師会といたしましては、地区55の歯科医師会と一丸になって、この計画の推進に協力をしたというふうに考えておりますので、これからも、どうぞよろしく願いいたします。

○石館座長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。全般的に大変好意的に受けとめていただいているというような印象でございますが、若干、いろいろご意見を頂戴しました。ですが、最終的な計画への反映は、事務局とよく相談しまして、座長にご一任をいただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(はい)

○石館座長 それでは、歯科保健推進計画につきまして、これは協議事項でございますので、皆様のご了承をいただきたいと思いますが、ご了承をいただけますか。

(はい)

○石館座長 いただきましたと思います。どうもありがとうございます。

では、続きまして、報告事項のアの災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会につきまして、お願いいたします。

○三ツ木歯科担当課長 それでは、資料4-1、4-2になります。

まず、4-1、検討部会の設置要綱です。裏面が検討委員会の名簿となっております。

資料4-2ですが、資料4-2は、29年度に開催いたしました第3回検討部会の次第となっております。

作成の経緯等につきましては、資料4-3をご覧くださいませでしょうか。資料4-3、4-4が作成の経過等々、それから内容についてでございます。

まず、策定の経緯です。災害時の歯科医療活動に当たりましては、平成9年に災害時歯科医療活動マニュアルを作成しておりますが、作成から相当な時間が経過しており、この間、東日本大震災を初めといたしました大規模災害を通じまして、「東京都地域防災計画」の修正と「災害時医療救護活動ガイドライン」が改定されております。これらを踏まえまして、このたび、「災害時歯科医療活動ガイドライン」を新たに作成いたしましたところ。なお、本ガイドラインの策定に伴いまして、「災害時歯科医療活動マニュアル」は、廃止いたしました。

策定までの経緯ですが、学識経験者、東京都歯科医師会、東京都歯科衛生士会、東京都技工士会の代表者、行政機関の職員で構成いたします検討部会で、検討しております。

平成29年5月には、素案に対しまして、区市町村照会を行っております。

また、平成29年7月24日に開催いたしました災害医療協議会におきましても、ガイドラインの報告を行っております。

ガイドラインの内容ですが、主な内容は、資料4-4になります。

災害時医療体制の基本事項といたしまして、東京都災害医療体制の概要、各医療機関の役割、フェーズごとの医療救護活動の概要、歯科医療救護活動の位置づけなど、基本的な事項につきましては、災害時医療救護活動ガイドラインより抜粋をして章立てしております。

災害時における歯科の救護活動等々でございますが、日航機の墜落事故における身元確認から、1990年初頭に起こりました北海道南西沖地震、このときに入れ歯が流されて困っているという新聞報道等がありまして、大規模災害時の歯科医療救護活動が始まったというような経緯がございます。また、阪神淡路大震災の教訓といたしまして、口腔ケアと誤嚥性肺炎の予防に関する研究というのが進められまして、口腔ケアの実践によって、災害関連死が減らされたであろうというような解説もございます。

その中で、災害時の歯科の役割といたしましては、健康問題を抱える被災者に対する応急的な歯科治療。外傷治療、歯科治療。それから健康を害していない被災者に対しましては口腔衛生対策、災害関連疾病の予防というところがあります。また、犠牲になられた方の身元確認、個人識別が災害時の歯科の役割として、大きく3つ挙げられるところかと思っております。

今回、東京都といたしましても、災害におけるフェーズ区分を見直しております。資料4-4、フェーズごとに区分されております。これに従いまして、最下段になりますが、歯科医療救護活動として、フェーズごとに行うべき活動内容を、ガイドラインで、再度、整理をさせていただいているところです。

なお、ガイドラインの冊子でございますが、冊子につきましては、年末に皆様のお手元に、お送りさせていただいておりますので、改めて、ご確認いただければと思います。

なお、本日も机上に、参考資料の5番といたしまして配布させていただいております。緑色の冊子が、本体になっております。

雑駁でございますが、以上、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○石館座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のありました災害時歯科保健医療活動ガイドラインの検討部会の報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。勝俣委員、どうぞ。

○勝俣委員 この災害時歯科医療救護活動のガイドライン。この策定につきましては、こ

の中にも、かかわった先生方、委員の先生方はいらっしゃいますが、私もそのうちの1人なのですが、これは報告になるんですけど、これがはっきり決まったということで、東京都は周りの各県からの支援とか、そういうのは余り期待をしていないようなのでございますが、これだけ大きいですと、自助努力で何とかするというのが基本だというふうに考えておりますが、歯科医師会としては、関東各都県、全部と協定を結びまして、お互いいろんな面で助け合う体制を築いて、もう訓練を始める段階になっております。報告なんですけど、その大もとになったのは、このガイドラインで、東京都がどういうふうに動くかということがありまして、それを基本に各都県はどういうふうにしたらいいかということで、取り組んだということで、これは報告です。

○石館座長 関東の各都県というと、関東の全てになりますか。

○勝俣委員 そうですね。山梨も含んで、一都七県です。

○石館座長 ありがとうございます。

いかがでしょう。この件について、ご質問、ご意見はございますか。

(なし)

○石館座長 それでは、よろしければ、この報告事項につきましても、災害時歯科医療活動ガイドラインにつきましても、ご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(はい)

○石館座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項のイの平成30年度東京都歯科保健医療関係事業につきまして、ご説明をお願いします。

○三ツ木歯科担当課長 資料5、6になります。

まず、資料5です。30年度に予定しております歯科保健医療の事業体系です。

今年度の事業体系とは大きく変わりませんが、歯科保健対策、障害者等歯科保健医療対策、それから歯科保健医療推進基盤整備の3つに分かれております。

歯科保健対策のところになります。歯科保健意識の向上、この中の括弧の中に4つほど事業がございますが、このうち歯科保健推進事業の中で、今回、策定をしております歯科保健推進計画の達成にかかわるもの。例えば、障害者歯科保健医療の検討や学齢期等の実態調査などにつきまして、実施していく予定です。

また、歯科保健医療推進基盤整備の中、周術期口腔ケア推進事業、在宅歯科医療推進事業につきましては、28年、29年度の2年間の計画が終了いたしまして、30年度から、また新たな取組が始まることとなります。

30年度を取組といたしまして、周術期口腔ケア推進事業では、今年度までの基礎・応用コースに加えまして、多くの先生方の取組のきっかけとなっただけのような導入的な研修、さらにフォローアップの研修を検討してまいります。

在宅歯科医療推進事業では、ケアマネなど、在宅療養を支える多職種に向けた普及啓

発の取組を検討してまいります。

以上、30年度事業の主な取組になります。

資料6をご覧くださいませでしょうか。30年度の予算案になります。

主に今年度の実績等を踏まえまして、総額で1,390万円余の減となっております。

引き続きまして、東京都8020運動推進特別事業につきまして、ご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。国庫補助事業でございまして、事業の実施に当たりましては、本協議会にお諮りすることとなっております。このことから、事業内容につきまして、ご説明させていただきます。まず、この事業は、東京都歯科医師会に委託して実施しております。

資料7の1枚目、29年度の実施状況になります。

事業は、大きく(1)多職種向け食育支援講習会の実施と、(2)在宅歯科医療研修会の実施となっております。

(1)の多職種向け食育支援講習会の実施状況ですが、今年度2回の研修会を実施しております。研修内容、参加者などにつきましては、資料でご確認のほど、お願いいたします。

(2)在宅歯科医療研修会は、本年度3回の実施を予定しております。既に2回が終了しております。3回目の研修会は、この週末、土曜日に実施の予定でございます。講師、研修内容、参加者などにつきましては、資料でご確認をお願いいたします。

資料7の2ページ目をご覧ください。平成30年度の実施計画になります。

本年度同様、事業は東京都歯科医師会に委託して、実施の予定です。多職種向け食育支援講習会と在宅歯科医療研修会に変更はございませんが、食育支援講習会の講師の選定、実施回数の見直し、また、在宅歯科研修会の対象者、演題の見直し等を考えております。詳細内容につきましては、今後、東京都歯科医師会と調整させていただきます。

簡単ですが、以上、説明とさせていただきます。

○石館座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明の部分につきましてのご質問、ご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

矢澤正人委員、どうぞ。

○矢澤委員 新宿区の矢澤です。

地域でも、例えば区市町村でも、先ほどお話のあった在宅歯科医療における医科歯科連携等を進めているところです。

しかしながら、在宅歯科医療だけではなくて、例えば、糖尿病と歯周病のそれぞれの担当する専門医の方々の連携ですとか、医科歯科連携については、理念で語ることは非常に日常茶飯事ではあるんですけども、現場でのやはり連携というのは、なかなか、正直、まだまだ十分ではないというふう実感しています。

例えば、わかりやすくお話しすると、歯科診療所で、例えば糖尿病の患者さんの歯科治療をしていたとして、それを例えば糖尿病の専門医と連携をしながらしているかという、具体的なことになっていくと、まだまだ十分ではないんじゃないかなと、私は主観的には思っているんです。

できれば、せっかく、今回、この歯科保健推進計画でも、かかりつけ歯科医機能の中に医科歯科連携の推進が書かれていますし、今ご説明のあった事業の説明でも、そういったことをかなり推進していただいているという中で、ぜひ、今日は医師会、歯科医師会の先生方もいらっしゃるので、そういった形で全体的にそういった連携が進むように、またお諮りいただけるとうれしなというふうに思っています。

意見として、お話をさせていただきました。

○石館座長 ありがとうございます。

医科歯科連携の話が出てきましたけど。どうぞ、鳥居委員。

○鳥居委員 どうもいろいろありがとうございます、ご意見のほうを。東京都医師会の鳥居でございます。

先ほど来、話がずっと出ています推進計画にしても、災害時にしても、やはり医科歯科の連携というのは、非常に大切だと考えております。やっぱりキーワードとしては、少子高齢化がありますし、在宅の問題、それから災害時というのは、やはり水がなくなるので、口腔ケアが非常に大切だと思います。

昨日も都庁で、医科歯科の糖尿病の重症化、腎性の重症化予防のときにも話が出たんですけど、歯周病の問題、非常に大切だと考えておりますので、これは歯周病があると糖尿病が悪くなる。それから糖尿病があると歯周病が悪くなる。これは本当に車の両輪のようなものですので、ぜひ、多職種連携ということで、今後も一緒にできればというんですけれども、現場がなかなかという声が。

できれば、我々も糖尿病を見たら、必ず歯科に一度は診てもらおうと。あるいは眼科で診てもらおうとか、内科だけで解決しないというような意識づけをできるだけしていこうと思いますし、マニュアル的なものもつくって、そういう方向に結びつけて、教育ということも含めて、考えていきたいと思っておりますので、また三師会その他でも、ご一緒させていただくと思いますし、来週2月の初めに、東京都歯科医師会で、お話をさせていただきますので、ぜひ、その辺の連携をきちんとやっていきたいと思うので、ご協力のほど、よろしく願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○石館座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。宮武委員。

○宮武副座長 歯科保健推進計画を、策定するのにかかわった者として、今年度の予算を拝見しますと、全体として、マイナスになっているのと、それから、せっかく30年度を初年度は、歯科保健推進計画が立てられているわけですけれども、これを初年度の一体どの辺を実現されようとしているのかを伺いたいと思います。

○三ツ木歯科担当課長 予算の減に関しましては、実績に従った減額ということになっております。

また、次年度の取組ですが、在宅歯科医療推進支援体制の整備の中で、ケアマネジャー等への啓発などに、努めていきたいと思っております。また周術期口腔ケアの推進事業におきまして、都民向けの講演会等々を通しまして、都民への普及啓発、医科歯科連携の推進を図っていきたいと思っております。

また、障害者等の実態を把握する調査とか、学齢期の調査等々に関しましては、歯科口腔保健推進事業の中で取り組んでいきたいと思っております。

また、順番につきましては、また改めて、そこは検討させていただきたいと思っております。

○石館座長 いいですか。

○宮武副座長 はい。

○石館座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、30年度の歯科保健医療の取組と東京8020運動推進特別事業につきまして、これもご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(はい)

○石館座長 ありがとうございます。

それでは、協議事項、報告事項の議事は、これで終了いたしますが、事務局からの連絡事項を。後から、今日、せっかくお配りいただきました田中委員から足立区のがありますけど、その前に、ちょっと東京都からの連絡事項を承りたいと思えます。

○三ツ木歯科担当課長 それでは、事務的な連絡をさせていただきます。

まず、本日ご議論いただきました内容を踏まえまして、計画を固めてまいります。年度末に計画策定の発表をする予定にしておりますので、冊子等ができ上がり次第、皆様のお手元にお送りさせていただきたいと思っております。

なお、議事録の取り扱いですが、今後、議事録、当日資料等につきましては、東京都のホームページで公開させていただくこととなります。

後日、会議録をお送りさせていただきますので、ご確認のほど、お願いいたします。

また、委員の任期でございますが、委員の皆様には、平成28年4月から委員にご就任いただいております。この間、東京都の歯科保健対策につきまして、ご議論いただきまして、まことにありがとうございます。今回の委員の任期、平成30年3月31日までとなっております。計画改定の時期に委員として、ご就任いただき、貴重なご意見をいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

事務局からの連絡は、以上でございます。

○石館座長 ありがとうございます。

それでは、全体を通して、ご質問等を承りたいと思えますが、さっき申しましたように田中委員からの足立区での活動、「噛みめぐりレポート」をお配りいただきましたので、



この活動について、ちょっとご紹介いただければと思います。田中委員、お願いいたします。

- 田中委員 足立区では、「いい歯ね☆あだち」というのを立ち上げまして、歯を大切にしようねというのを14年からやって、かなり年数がたっているんですが、28年度の実践として、ちょっとまとめたものを今日皆さんのお手元にお配りさせていただいています。

私たち28年度の実践の一覧ということで書いてありますが、要するに、お口の中が大切だよということで、かむこととか、そういうことを皆さんにお伝えするのに、じゃあ、どういうふうにしたらいかなというので、「噛むカムおやつ」というので、かむことを勉強していただいたりとか、そういうことを通して、歯の大切さを伝えていきます。

それが、「噛みんぐレポート」として見ていただくと、写真でもありますけれども、学校、それから保育園。最近はないんですけど、中学校でもありましたが、学校のほうから、最近「かむことのあれをやってください」というような、ちょっとオファーが来るようになりまして、学校に、それから保育園に出向いて行っています。

私たちが、なぜそこまでしているのかなというのと、結局は、自分たちの歯のことも大切なんだよということで、いろいろ勉強していたときに、本当に歯は大切なので、勉強しただけじゃなくって、それをもっと広めなくちゃいけないねということで、立ち上がったのが、この「いい歯ね☆あだち」なんですね。

「いい歯ね☆あだち」が立ち上がる前、10年ぐらいありましたかしら。その間も「健康あだち21」というのがあって、そこでも歯の大切さというのに、私は取り組んでいました。その引き続きというか、そういうこともあって、歯のことを学んできたり、実感というか、皆さん個人個人の実感として、歯は本当に大切なんだけれども、やっぱりどういうふうにしたら、歯が上手に歯医者さんとお付き合いでできるんだろうねという不安と、それから期待感という。そういうのがあって、取り組んできて、そして勉強して、そういう中で本当にもっともっと歯の大切さというのを足立区に伝えたほうがいいねというのでやってきて10年、14年になっているのか、ことしで。そういうふうになりました。

ずっとこういうことをやってきて、私たちが学んでいるのは、歯科衛生士さんから学んだり、それから大学の先生からいろんな講演という形をお願いして、学んだりしていますが、現実には、ここの「いい歯ね☆あだち」のメンバーでも、一生懸命に勉強しているんだけど、やはり今、矢澤先生がちょっとおっしゃっていたように、理念で話せることは、なかなか難しいというお話がちょっとありましたけれども、なかなか現実として、本当のことが言えないねというのが、「いい歯ね☆あだち」で勉強している中で、歯の健康に関して、一生懸命に勉強はしているんだけど、「歯医者さんに行くと、何か不安なのよね」とか、それから「何とちょっとこれは心配だわ」とかという、そういうようなお話が多くて、なかなか勉強したことが、実際につながっていくのが難しい

なというところにぶつかっている皆さんもいらっしやったりして。

それでも、住民が歯のことの大切さをもっともっと知って、歯のことも、もう少し勉強していくと、やはり歯医者さんとの治療の話とか、話し方とか、そういうものでも随分違って来るんじゃないかとか。そういうような不安なんかもありながら、お勉強させていただいていて、でもやっぱり歯というのは、一番の健康のもとということで、多分、これからも、もっといろんな形で、私たちは何かメンバーが、すごく皆さん、いきいきと活躍しているので、まだまだ続いていくんじゃないかなと思うんですが。そこから、足立区に全部、歯が大切だよというのが浸透して、8020というの、やはり、なかなか浸透していかない部分もあったりするんですけども、浸透させていって、自分たちの健康は、自分たちで守らなくちゃいけないという、歯から守っていかなくちゃいけないねというところに、持っていったらいいなと思っています。

よろしいでしょうか、このくらいで。

○石館座長 ありがとうございます。

これは、4ページ目の最後のページのところに、全体会というお写真がありますけど、全体ということは部分がある。その部分は、右側の世話人会のほうは、五つの要素が書いてある。これが部会みたいなものだと思っていいんですか。

○田中委員 「いい歯ね☆あだち」というのは、「いい歯ね☆あだち」が、足立区は5つの保健所があるんですね。5つの保健所から5つのグループがあるんですよ。そして、その1つのグループから2名ずつ出て、会議をしているのが「いい歯ね☆あだち」なんです。

だから、1つの保健所に会員が、その保健所によって違うんですけど、10名いたり、20名いたり、ちょっと少なかったりという、メンバーがたくさんいます。その人たちが保健所でいろいろ勉強したり、自分たちでわからないことをこんなことがわからないんだから教えてというような形で勉強しながら、そこから2名が「いい歯ね☆あだち」メンバーとして、5つの保健所の2名出てきた人たちが約10名いますので、そのメンバーが「いい歯ね☆あだち」になっていくんですね。

そこでは、足立の歯科医師会の方とかに協力いただいて、間違った発言をしていたら、そこで「違うよ」と言っていたいたり、それから聞いていただくという形をとっていますね。発言としては、メンバーが結構発言します。間違っているよとか、そういうときには、医師会の方から「違うよ」とか「こうだよ」とかというのは、お話しさせていただいているんですけど、そこで10人が、いろいろ持ち合わせたことを話し合って、自分たちの会に持っていきます話を持っていきます。

やっぱり、歯は本当に大切だねというのが、だんだん、だんだん浸透してきているというか、一人一人の。

何で会員になったかという、やっぱり歯のことが心配で、歯をどういうふうにしたらよくなるかなというのが、やはり皆さん関心をもっているの、そこから始まってい

るので、いい状況で歯のことを、皆さんが知って、PRしながら歯の健康につなげていく。そして歯医者さんのかかり方も歯のことを勉強していれば、わからないことを言われても、ちゃんと理解できるような形になろうねと言って、自分の健康も自分で守れるような形で勉強していきましょうというのが発端です。

そのために、どうしたらいいかなとやっていたときに、かむことの大切さ、唾液を出すことの大切さというのが出てきたときに、じゃあ、それをどういうふうにPRしたらいいかなということで、例えば、おせんべいをつくって、かんでいただいて、かむと唾液がいっぱい出ることがわかったり、かむとあごはこんなところが動いていたよというのを実際にやらせていただきながら、かむことの大切さを伝えていきます。

○石館座長 ありがとうございます。

ただいまの田中さんのご紹介についてのご質問、どなたかございますか。

(なし)

○石館座長 大変、貴重なレポートをいただきまして、ありがとうございます。

全体を通じまして、ほかに何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。

どうぞ、西澤委員さん。

○西澤委員 東京都歯科技工士会の西澤でございます。

こちらの資料の中にも、表があって、皆さんご覧になったと思うんですけども、今、歯科技工士が、大変苦境に立たされております。

昨年ですか。日本でも最も古いと言われる愛歯歯科技工士専門学校様が、あと、もう数年で100周年を迎えるというところで、生徒の募集停止を発表しました。ですから来年、今年度ですか。募集をしないということで、今の学生さんが卒業すると、歴史に終止符を打つことになります。

この中にも、表にもあるように、10万人で22人しか技工士がいないんですね。これは47都道府県でも、多分、下のほうだと思います。ということは、これを割っていくと5,000人に1人という感じになってしまうんですよ。

先生たちも多分、大変だと思うんですよ。これがまだ、私たちどうにか、今、頑張って1週間後に間に合うように、患者さんの希望に沿うように、補綴物を製作しているんですけども、やはり年齢がかなり高いです。技工士の年齢構成比率というのは、もう60歳以上というのは、かなり占めていまして、しかも1人で開業している人というのがほとんどなんです。ですから、その世代が5年後にいきなりいなくなりますと、これは大変なことになってしまう。ですから、もちろん地方の技工所に出すとか、いろいろなことがあるんでしょうけれども、やはり、そうすると今度、今、物流関係も非常に厳しいですね。ヤマトさんがかなり料金を上げてきたりですとか、やはり働き方改革で、私たち技工所に、仕事を回収に来る時間を早めてくださいということで、電話がかかってきました。それから伝票も自分のところで、ホームページからダウンロードして印刷をしてほしいですとかですね。かなり、物流関係のほうは労働環境を改善するというこ

とで、いろいろ変えてきているんです。そうすると、今まで私たち技工所のほうも、そういうものをフル活用して、患者さんに対して、1週間後に補綴物が入りますですとか、できるだけ短い期間で間に合わせることができたんですけども、ちょっと物理的に、ここ数年後には厳しくなってくるのかなと。そうすると今度、先生たちも、かなり厳しくなってくるわけですね。

ですから、その辺をやはり改善するには、いい人材を私たちの業界に呼び込まなくてはならないということで、今、私たち東京都歯科技工士会も、高校生に対して、歯科技工士の職業というものの理解をしていただこうと努力をしているんですけども、なかなか、うまく進みません。

ですから、ぜひ福祉保健局の方に協力をしていただいて、私たちが東京にある高校を回ったり、あるいは、今ポスターも用意して刷り上がっているんです。ですから、そういうものを回らせていただいたりですとか、そういう何かご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○石館座長 ありがとうございます。

次に、歯科衛生士会から、藤山委員、何かどうぞ。

○藤山委員 歯科衛生士の藤山です。

今の西澤先生からのお話にもあったように、歯科医院の先生方にお会いすると、歯科衛生士がいないという声をよく聞くんですね。

衛生士学校も、今19校、都内にありまして、また増えるという声も聞いてはおりません。歯科衛生士が不足しているとはいえ、歯科衛生士を目指すという、先ほどの高校生とか、社会人とか、そういった方がいない限り、そういう学校が取り合いになってしまうという現状で、定員割れをしている学校も、衛生士学校も非常に多く、その中でも、また新しく、衛生士が不足しているから衛生学校をつくろうという、循環がよくないような感じも、今起こっているわけで、なので同じお願いになってしまいますが、歯科衛生士に、ぜひ我々もなってほしいですし、いい人材を輩出していきたいと思っておりますので、そういった今いる衛生士を育成するのはもちろん、卵といいますか、卵の前の段階かもしれませんが、そういった方々をぜひ歯科衛生士を目指すような環境づくりを私もしたいと思っておりますので、こういう貴重な場で意見交換ができるのは、非常にありがたいと思っておりますので、今後とも、ご意見等いただければと思います。ありがとうございます。

○石館座長 ありがとうございます。

では、学校歯科医会の立場から鈴木委員、何かございましたら。

○鈴木委員 ありがとうございます。

今日は、初めて参加させていただきまして、勉強させていただきたいと思ってまいりました。

学校歯科医会は、幼稚園から高校生までのいわゆる学齢期の対応なんですけれども、もっと包括的に人生全体を見ていくというすばらしい、この会の中に入れていただきまして、私たち、例えば2ページのパーセントイルの前半の部分をいかに高く保って、皆様に社会へ出ていただくかということを考えていきたいなというふうに、改めて思いました。

基本的に今、今年のDMFTという、むし歯とか、治療した痕とかですね。あるいは、歯を失ったとか、あぁいった数値では年々下がっておりまして、全国平均で0.82という数値になったんです。WHOのを見ると2.4となっているんで、その辺の整合性は一体どうなっているのかなと思うんです。歯科の学齢期のほうは達成しているのかなと思うんですけれども、実際に社会に出ると、むし歯は日本は増えているんです。決して収まってはいないというところがありまして。

こういうふうに歯を守っていくんだよということをもっとうまく、教えるのではなくて自立的に感じられるように児童・生徒たちに伝えていかなければいけないかなというふうには感じております。

ツールとして幾つか、糸ようじとか、あるいはフッ化物のパーセンテージが増えたので、こちらの推進計画の中にもありましたけれども、歯磨き粉を使うというか、そういったことも伝えていきながら、なるべく社会に出る前には、高い教養と、それから意識をもった子供たちを育てていくというふうに、改めて感じたわけでございます。

以上です。

○石館座長 ありがとうございます。

ほかに全体を通して、ご発言がおありの方はどうぞ。

よろしゅうございますか。

(なし)

○石館座長 それでは、これで座長役を終わらせていただきます。マイクを事務局へお返しいたします。

○三ツ木歯科担当課長 石館座長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、さまざまな貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、事務連絡の追加でございますが、お手元の参考資料につきましては、そのまま机の上に置いてお帰りいただきますよう、お願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 6時13分 閉会)